**平成２８年度　第３回大阪府障がい者自立支援協議会**

**地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ**

日　時：平成２８年９月６日（火）

午後２時～

場　所：大阪赤十字会館　４階４０２会議室

○事務局　定刻になりましたので、ただいまから、「平成２８年度第３回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、最初に配付資料の確認をさせていただきます。

資料１　地域生活支援拠点等の整備促進に向けて報告書（案）

資料２　大阪府における相談支援の状況

この二つの資料を用意させていただいております。

次に会議の成立について、ご報告いたします。基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱第５条第２項に、「ワーキンググループは、ワーキンググループ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定しております。本日は、委員７名のうち６名の出席がございますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、同要綱第８条の規定により、本ワーキンググループは原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただきます場合には、一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関するご意見をされる場合は、お申し出いただきますようお願いいたします。また、議事録等作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、これからの議事進行につきましては、ワーキンググループ長にお願いいたします。

○ＷＧ長　それでは、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ワーキンググループも今回で３回目ということで、基本的には、今日、この報告書（案）を固めていくと。その後、この報告書（案）が地域支援推進部会で検討されることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速なのですが、議事に入っていきたいと思います。まず、議題１に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　議題１に関しまして資料１、資料２で説明させていただきます。資料１をご覧いただいて、地域生活支援拠点等の整備促進に向けて報告書（案）とさせていただいております。１ページに「はじめに」といたしまして、このワーキンググループでの経過を簡単にまとめさせていただいております。

２ページをご覧ください。目次では、今回、この報告書（案）では三つの構成をさせていただきまして、ローマ数字のⅠでは整備の進め方、Ⅱでは地域生活支援拠点に必要な機能を実行する体制等についてということで、モデルパターンを示させていただいています。この１、２に関しては、前回の第２回目のワーキングでもご審議いただいたところです。また、このローマ数字Ⅲには、課題と提言という形で最後まとめたいと考えております。ただ、この中身については、まだ、事務局で用意できていませんので、最後に委員の皆様方から、この内容についてご意見をいただければと思います。

　次に、３ページをご覧ください。このローマ数字Ⅰから、整備の進め方としております。まず、３ページには厚生労働省が今回この地域生活支援拠点とは何かというところで、示しているものをまとめております。この中ほどの枠囲みのところは、基本指針に書かれたものを抜粋しております。

下段の府内市町村の状況でございますが、大阪府がこのワーキングを起こさなければならないと思った要因の一つに、やはり府内市町村で検討がなかなか進められないと伺ったのが、この平成２７年１２月の調査でした。ここでは、自立支援協議会等で検討している市町村が１６あるのですが、この時点でお伺いしますと、検討はしたけれども、やはりどのように進めていけばいいのか、不明確な点が多いということで、中身について聞いても、ほとんどが進んでいない状況だったのです。平成28年度の８月にもう一度府内で、ヒアリングを行わせていただいたときには、3ページ下の数字になっておりまして、この協議会等で検討という中身も非常に進んだ内容になっておりました。

　協議会の中で自分たちの地域のサービス提供体制はどのようになっているのかとか、今、足りないところは何なのかとか、結構、検討が進んでいるなと感じる報告がたくさんありましたので、平成２７年の１２月よりは数字においても中身においても、進んでいるなという印象は受けました。ただ、その中でも、まだ、未検討、手つかずだというところもございますので、やはりこのワーキングでまとめさせていただいたものを参考に、進めていただきたいと思っております。整備予定時期と整備手法については、最新の数字を入れさせていただいています。

次に、４ページをご覧ください。こちらから第２回基盤整備促進ワーキングでもご審議いただいた内容になっております。この上段の枠囲みの中の文言です。この第４期障がい福祉計画において、何をもって整備したとするかというところの整理でございますが、上から５行目のその全体像を利用者に分かりやすく説明しというところを、少し表現を変えさせていただきました。前回は、利用者に分かりやすい計画を立てというところだったのですが、先ほど申しました市町村ヒアリングにおいて、この計画を立てというところが、第４期障がい福祉計画の言葉と重なって、少し分かりにくいという指摘もありました。ここでは、地域の障がい者のニーズやサービス提供体制を把握して、主としてどのような地域生活支援拠点、または体制整備を整えていくのかという全体像を、まず、考えなければいけないということを伝えたかったのかと思いますので、資料のような表現に変えさせていただいております。

２番の整備に関する考え方のところは、大きな変更点はございません。

次に５ページをご覧ください。「３、今後、継続して機能を維持するために必要なこと」というのを、新たに付け加えました。これは第２回のワーキンググループでもご意見があったところなのですが、このような第４期障がい福祉計画期間中に協議会等で協議していって、ある程度の全体像を描いていただくというところかと思います。

次に、６ページをご覧ください。一度把握した人数やサービス提供体制、また、福祉制度とかも変化がありますので、その変化に応じたサービス提供体制を常に検討していかなければいけない。また、ニーズ把握というのは非常に難しいというご意見があったかと思います。なかなかニーズを表に出しにくい利用者さんでありますとか、第２回のワーキングでは、サービスがあって初めてニーズとして表出するという状況もあるということで、そのようなことに留意して、ニーズ把握を常に行ってくださいよというところで、３の方法として、ここを付け加えさせていただいております。

次に、７ページをご覧ください。４の体制整備のイメージ図でございます。こちらにつきましては、まず、前回、お示しさせていただいたときには、青壮年期と高齢期に分けて表示させていただいていたのですが、今回は、それをひとまとめにしております。また、中心のところです。住まいという表現に変えさせていただいております。

住まいというのはご自宅であるとか、グループホームであるとか、障がい者の方が暮らす場であるという表現にさせていただいております。まず、こちらの図に関しては、全体の捉え方を示しておりまして、利用者さんを中心に考えたときには、利用者さんの日常生活圏は概ねこの太線で、日中活動圏域が普段の生活であろうと。それで、第２回のワーキングでも意見がございましたが、日々、顔を会わせている障がいサービス事業所の職員さんのフォローが多いというところでいきますと、日中活動の事業者さんが見られることが多いかと思いますし、相談支援事業所も支援の中心になって、日々の何か困りごとについては、この圏域内である程度支援はされているのではないかと思います。

ただ、日常生活の中で突発的な事項として、例えば自宅で家族が急病になり、利用者さんの介護をする方が急にいなくなったときです。そのような場合には、この圏域を超えて市町村域全体で何らかの対応をしていかなければいけないということで、一つ目の点線の枠囲みが市町村の区域内ということになります。

あと、市町村区域でも対応できない場合には、一番外側の高度専門・緊急対応領域ということで、これについても市町村域でサービス提供体制を考えたときに、対応できないようなことがあるということも一つ整理した上で、全体を把握してほしいところの図です。青年期、高齢期ということで、これは一緒にしたのですが、第２回のワーキングのほうでは、児童期についてはどうなのですかというご意見があったかと思います。それを一番下の丸のところに文章として書かせていただいております。ここでは児童期については、子ども施策を中心に支援を行うことになるが等としまして、ただ、地域においては児童期から青年期への移行がありますし、つながりがあるものとして体制整備を考えていくことを、念頭においておくというような一文をここに書かせていただきました。

○事務局　少し補足させていただきます。子ども施策なのですが、第２回目のときにも少し申し上げたと思いますが、切り口、どちらから切るのかということで、大阪府の中の子どもという切り口で切っています。それで子ども室というところが所管しているのですが、大阪府子ども施策審議会の中で子ども総合計画という取組をしております。その中で重点的な取組の一つとして障がいのある子どもへの支援の充実をどのようにしていくのかということを議論しておりまして、例えば放課後の居場所づくりであるとか、在宅で医療ケアが必要な子どもに対してどのような支援体制を組んでいくかとか、そのような議論がなされておりますので、一応、そちらの施策審議会のほうで議論いただく場として考えておりますので、このワーキンググループの報告書では、このような形で記載するということで判断させていただいております。

○事務局　では、８ページをご覧ください。こちらは第2回の資料３の下のほうに小さく書かれていた市町村域で整える体制とはどのような体制なのかということを図にさせていただきました。この図というのは、隣のエクセル表の事業所の状況を図にしたものです。何かといいますと、ここでは日中活動事業所を中心に体制１とくくっているのですが、例えば体制１といいますと、この電話のマークが相談支援事業所のことなのですが、相談支援事業所はたくさんあって、訪問事業所は三つある。そのような状況がまず体制１です。体制２のほうにも体制１と同じ相談支援事業所が絡んでいるというような、地域の中ではいろいろ重なり合っている図として表しております。

　そのような体制がいくつか市町村区域の中であり、市町村全体としては、備えなければいけない機能として２４時間相談受付と緊急対応ということで、このワーキングでは必須機能とさせていただいているかと思います。

短期入所事業所群とさせていただいていますのは、利用者さんにとりましては馴染みの事業所があるかと思いますが、市町村がこの拠点を考えるときには、市町村全体として短期入所事業所を把握しているという。また、馴染みの事業所があったとしても、そこが満杯であるとかいう状況もあると思いますので、いつどのように活用できるかという意味では、市全体として短期入所事業所を捉えてほしいということで、外出しになっております。

　次に、９ページをご覧ください。エクセル表なのですが、こちら一番左に日中活動圏域ということで、その単位ごとにどのような状況かを表していますが、地域によっては左から二つ目の生活圏域で把握されるところもありますし、相談支援事業所単位で把握される地域もあるかもしれませんが、とにかく市全体として利用者さんを中心に考えたときに、どこの事業所をどのように使っているのかというところを、全体として把握したほうがいいのではないかということでこのような表を付けました。ここにおいても短期入所は全体の中に何カ所あり、どのような特徴があるのかというところで枠を設けております。

　ここで一つ言いたいのは、二つ目の丸にも説明書きを書かせていただいていますが、例えば地域において非常に優秀なコーディネート機能を果たせる方がいたとしても、その方がいなくなったときに対応できなければ、拠点としては機能しないということになりますので、やはり複数の担当者が関わったとしても、ある程度拠点として機能できるように、このような事業所の整備というのは必要だろうと。短期入所事業所に関しては、先程来お伝えしておりますが、定期的な利用状況はあると思いますが、やはり拠点に関しては、緊急時の利用というところがポイントかと思いますので、緊急時にどのような把握ができるのか、また、その当初利用していた事業所が埋まっていたときに、どのような対応をするのかというところも整理する必要があるかと思います。

　次に、１０ページをご覧ください。ローマ数字のⅡです。こちらがモデルパターンということで整理し直しました。こちらの伝え方なのですが、前章のローマ数字Ⅰのほうで各市町村において、自分たちの地域のサービス提供体制や利用者さんのニーズを踏まえて、必要な機能を整理されると思います。その必要な機能を実際にどのようにやっていくのかというときに参考となる方策として、このようなモデルのパターンを参考にしていただければと思います。

　このワーキングでは、２４時間相談受付と緊急対応、それから必要な体制整備として、重度化、高齢化を見据えたグループホームの整備ということもございますので、この３点に関してモデルパターンを考えてみました。

まず、①（１）で、２４時間３６５日対応のところは、２４時間相談の基本的には受けるほうです。モデルパターンのⅠ－①とⅠ－②です。Ⅰ－①のほうは、相談支援事業者や基幹相談支援センター等の配置ということで、２４時間３６５日配置するとすれば、経費とかもその分必要だというところで示しております。

　また、モデルパターンⅠ－②のほうは、既に２４時間対応可能な障がい福祉サービス事業所にお願いするといったようなパターンも考えられるかということで示しております。（２）のほうは、現場に駆けつける緊急対応でございます。Ⅱ－①のほうは、相談支援事業所や基幹相談支援センターの方が動くとすれば、このような形になるのかというところと、モデルパターンⅡ－②のところは、国が積極的な活用をというところで地域定着支援を使ってくださいということなので、そちらもパターンのほうに入れております。

②の緊急時の受入は、いわゆる緊急ショートといいますか、主に短期入所の事業所を考えるのかと思います。モデルパターンⅢ－①のほうは、短期入所事業所のほうで緊急短期入所の受入パターンということです。

次に、１２ページをご覧ください。Ⅲ－②のほうは、とにかく緊急で受けられるお部屋を確保する。居室確保するとすればこのようなパターンがあるのかなと。Ⅲ－③のほうは、ワーキングのほうでも意見があったかと思いますが、何かあったときにその一夜だけでも緊急をしのぐという意味で、そのご自宅に出向くという対応も考えられるのではないかというところで、Ⅲ－③として示しております。

③の重度化、高齢化を見据えたグループホーム、こちらの示し方も少し悩んだところもありますが、モデルパターンⅣ－①としまして、まず、重度化、高齢化を見据えたときには、夜間支援員が２名以上は配置が必要かというところで、配置するとすれば資料のような経費等がかかるかというところで書かせていただいております。

また、モデルパターンⅣ－②としまして、看護師配置、やはり重度化、高齢化しますと必要であろうというところでは、こちらは日勤の常駐というイメージで提示させていただいております。

また、モデルパターンⅣ－③は主に設備面です。第２回のワーキングのほうでも、重度の身体の方になりますと賃貸住宅では対応が難しいということで、新築になってくるというところでいきますと、やはりその設備、建設代、土地の取得費など非常に経費がかかってくる。それを見据えるといろいろな設備が必要ですという中身にしております。このモデルパターンについては、まだまだたくさん意見があると思いますので、特に課題のところにつきましては、委員の皆様からご意見をいただきたいところでございます。

ローマ数字のⅢといたしまして、まだ、こちらは挙げられておりません。ワーキンググループ長のほうからも少しでも市町村の方々が前向きに検討できるような提言としたい。この取組が地域の暮らしを豊かにするものになって欲しいというところで、前向きになる提言になればと思っております。

　少し資料の一部訂正なのですが、１１ページのモデルパターンⅡ－①のところの人件費のところなのですが、府非常勤ケースワーカーの単価のところの掛ける１．５が少し抜けておりまして。

○事務局　１９５２円というのが、この非常勤のケースワーカーの単価の掛ける１．５倍というのが、拠点での従事を想定した１．５倍しているという数字でございます。

○事務局　資料１の説明は以上です。

○ＷＧ長　それでは、この報告書（案）を大きく分けてローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、になります。先にローマ数字のⅠの部分を検討しましょうか。全体をざっと見渡してご意見いかがですか。前回までのご意見等、反映されておりますか。それとも、あるいはその後、考えられたことがあれば、また、おっしゃっていただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員　全体的には反映されていると思います。ただ一つは、５ページの個別調査の部分で、調査する内容なのですが、その一つ目の居宅、または施設入所者の障がい者のご家族に対し地域生活継続の希望、施設退所との意向調査をするという。少しそこだけでは調査が弱いといいますか、地域生活の希望といいますか、困りごととか、何かそのようなところを拾い上げていかなければニーズ調査にならないかなと。施設退所も意向といいますか、もう少し具体的にどのようにしていきたいのかということを、個別調査をするのであればより具体的に調査をしなければと思いました。

あと、９ページの表なのですが、少しこの表が見にくいということがありますが、これは事業所ごとに利用者の把握をして、それで地域生活拠点のコーディネーターがこれを把握するというイメージなのですか。どちらがいいのか、だから利用者ごとにどのような事業所に通っていて、支援対象者という３番目のa１、a２、というのが、一番左に来るのかと思ったりもするのですが、なぜ事業所ごとに把握しているのかということと、あと、生活介護と例えばb３とc１の人は生活介護と就労Ｂを併用しているというイメージなのですかこれは。

○ＷＧ長　そうですね。

○委員　ここで地域生活支援拠点のコーディネーターが、何を把握しなければいけないかということなのですが、一番は誰がキーマンなのかということ。だからそこに相談があって何かをしなければいけないことが生じたときに、どこに相談するのかということが、登録のときには必要なのだろうと思いますが、それが分かればいいのかと。だからこのシートだけでは駄目で、本当は、例えばどこに投薬がどうだとか、そのような２枚目３枚目のシート部分が出てくるのだと思います。ここは利用形態だけであり、これだけではなかなか支援しにくいのですが、それをここで言いたいわけではないということも下を見れば分かります。下を見ていますとこの表を、各市町村がこれを整理し、だから一番下の丸、上記表のように整理しということでいいますと、これは市町村にそこまではなかなか難しいでしょうから、最後この表をしてどのようにしていくのか見えにくかったのです。

○ＷＧ長　そしたら、まず、５ページの部分で出たのが、意向を調査する内容をもう少し広くというか、その前段としての困りごとまで含めて、調査すべきではないかということですね。対象者はこれでよろしいですか。居宅、特に高齢障がい者、または施設入所の障がい者及びご家族に対して、もう少し広い調査を重ねるということですか。文言としてどのようにしましょう。地域生活における希望や困りごと施設からの退所、希望等を調査する。もっと広いほうがいいか。

○委員　あと困りごとぐらいが入っていれば、まずまず。

○事務局　７ページの下2つ目の○です。普段の暮らしの中での困りごとという表現をさせてもらっていますので、これに近い言葉を少し追加してみましょうか。

○ＷＧ長　そうですね。それと９ページですか、これは本当にどこをキーにするかで違ってきます。人をキーにすれば、当然、おっしゃるように支援対象者を一番左にしたほうが見やすいですし、これが例えば行政として体制整備をしていくといったときには、事務局さんの説明のとおり、まず、日中活動圏域の特に中学校区域をベースに、どのような体制が整っているかと言えば、この日中活動圏域が一番左に来たほうが見やすいですし、誰が見るかでだいぶ違います。

結果的には、これはそれぞれの市町村で違ってくるかもしれませんが、むしろどこが整理するのか、把握しておくのかということです。前回は、たぶん委託相談支援が出ましたか。委託相談支援が把握するということはイコール、市が委託するわけですから市としてきちんとこれも同じものを持っておくということが前提になるような気がしますが、この辺りご意見いかがですか。５ページのところ、それから９ページのところです。

○委員　それから、この９ページの５行目の「かんよう」という字が違うのではないかと思います。

○事務局　肝ですね。

○委員　肝ですね。それともう一つ、９ページの表の専門支援という。これは何をイメージしているのですか。

○ＷＧ長　これは医療的ケアであるとか、広いエリアで対応しなければいけないような、さらに重度な支援が必要だとかいうことだと思います。

　事務局の説明で特に力点がおかれていたのが、ローマ数字Ⅱにもつながっていきますが、とにかく２４時間相談受付と緊急の受入というのは必須ですよという８ページで図の下に書いてある。これが必須になりますというのは、文面等から市町村さんに理解していただけますか。

○事務局　市町村のヒアリングでは、それは分かるのですが、そこの体制を整備するのが一番難しいのですと。

○委員　でしょうね。

○ＷＧ長　最終的にどのような決着となるにしても、少なくともワーキングとして譲れるかどうかという点ではいかがですか。

○委員　私はどちらでもいいです。少し表が見にくかったなというだけなので、誰がというのが少し分かりにくかったのですが、要は相談支援事業所がこれをつくって。

○事務局　拠点となるべき施設がこれを整理しておくという。そのような意味でも、やはり事業所が一番目のキーに近いかと思います。

○委員　それはどちらでも、はい。

○事務局　支援者としては膨れあがる話なので、府はどのようにでもなるのですが、今は拠点をどのようにつくるのかを議論していただくほうが見やすいのかと思います。

○委員　では、それで。

○ＷＧ長　もう一つが子どものご意見が出ましたが、積極的な意味であえてここで児童は、この拠点整備の図には書かないと。理由は、子どもは子ども施策のところで検討されるべきですし、そこでしっかり受け止めてもらうべきだということです。それが７ページの下３行で、かなりこれは強い意味があるのですが、それでよろしいですか。それでもここにも子どもまでということをどのようにするかということですが、ワーキングとしては、この形でいってよろしいですか。

次に、基本的に、今は面的整備の形で挙げているのですが、豊中市さんだと拠点を中心に展開されていると思いますが、それを否定することではないということは、分かっていただけますか。それとも拠点整備もどこかに書いておかなければいけないとか。そんなことはないですか。

○事務局　多機能ですね。

○ＷＧ長　はい。

○委員　そこは別にそれを否定するものという捉え方はないようですが。

○ＷＧ長　大丈夫ですか。

○委員　はい。

○ＷＧ長　少し気になりましたので、どうしてもこれ一つしか書いてなければ、どうなのですかと。実際、大阪府の市町村に聞き取りしたデータでも多機能拠点型が５、面的整備型が２１ありましたので、今後、進めるにあたって、そちらのほうにブレーキがかからないかと少し心配もあるのですが、大丈夫ですか。

○委員　いえ、大丈夫かと言われても、なかなか多機能拠点というのは、箱物を造るというのは予算がどうしてもたくさんかかりますので、なかなか進めにくいだろうなというのはあります。先ほどのポイントの話でいいますと２４時間受付とか緊急受入というのは、確かに絶対だとは思いますが、やはり事業所をやっている側からすれば、なかなかそこはだいぶ工夫をしなければ難しいと思います。

○ＷＧ長　そうですね。ほんとは在宅生活をどのようにやるかと協議会で検討していくときに、ぜひとも入所施設さんが入っていくということが必須だと思います。そのときに入所施設さんが、これまでの意味と違う今日的な役割を果たす。２４時間も電話で対応できますというような、今日的な意味が再発見されていけば。そのためには、行政がローマ数字のⅡで出ていますが、夜間対応のための人件費などは付けましょうかという検討に発展していけばいいのでしょうし、何かあればいつでも対応してくれるという、新たな施設の意味というものを検討できればと思います。

○委員　先ほど出ました９ページの上の図が少し分かりにくいというお話は、確かにそうなのかと思いますが、少しどのように書けばいいのかまではあれなのですが、例えば日中活動のところを圏域とした場合のたとえといいますか、一案みたいな感じなのですよね。

○ＷＧ長　そうですね。

○委員　なので、もう少しそこが、例えば日中活動先を圏域とした場合は、このようなことが考えられますということが前に出たほうが、分かりやすいのかと思ったのと、やはり誰が把握のところで、やはり委託の相談支援かという話が出ていましたので、そこをもう少しここがというところが入ればすっきりするのかという気はします。それが、ここの相談支援のところなのですか。

○ＷＧ長　そうですね。大阪府が今回つくられた８ページの図が逆にすごく分かりやすいです。それを例えば個人単位に振っていけば、こんなリストになりますというものが９ページです。

○事務局　活字が多すぎますね。もっと減らせばすっきりします。

○ＷＧ長　そうですね。対象者が大変複雑すぎるところはありますね。

○事務局　もう少しシンプルにすれば。

○ＷＧ長　ぼそぼそと抜いていってというのも一つの手ですね。

○事務局　もう少し大きな絵で、例えばＡ事業所だけで表現したほうがいいのか。それとも、もう少しシンプルなほうがいいと思います。

○ＷＧ長　シンプルにできるようであれば残すし、それで難しいようであれば、例えば１、２、３の報告書のあとに参考としてこんなリスト作成をという。参考資料で本論から少し横に置いておくという手もあります。８ページの図は非常に分かりやすい。重複した福祉圏域がこのように重なって全体を把握していくのだという。すっといくような気もするのです。

○事務局　この表は、僕は非常に分かりいいなと思ったのです。というのは、これがあればどの単位でどの共通の時期においてもすべて整理されるのです。例えば訪問系でＭであれば誰さんが入っているということも、一発で一覧表を入れ替えれば分かるわけですから。もし緊急対応などで、例えばｂさんがどこでどうというのは、支援対象者をｂとして、ぱっと出るわけです。

　ですから、そういう意味で、こういう表がデータベースとしてなければいけないのだと思います。ただ、これは単なる例でしかないことなので、そういう意味でおっしゃったように参考例です。そのようなことを書き入れておけば、良いのではないでしょうか。

○ＷＧ長　さあ、どうしましょう。何かシンプルにしてみて、例えば施設の方々が「うん」分かると言えばこの流れで、複雑になると言えば、このようなリストを把握していくということを、後ろかあるいは枠囲いで参考というか、本論の流れではなくて、それをさらに分かりやすくリストにするとすれば、こうですというような流れに落とし込むかということですね。たぶんこれは具体的にエクセルにすれば、とてもよく分かると思います。例えば相談支援では、Ｙというものだけを表に挙げなさいといってボタンを押せば、そこだけセレクトされて出てくるので、このリストが一度完成すれば分かりやすいと思います。

○事務局　どうですか。ご意見踏まえて８ページの絵の参考例として、このようなものが作れます、どうですかというところの説明に変えるようにしましょうか。簡略化してと思ったのですが、やはりショートをどうしても入れたいということがあり、日常生活圏域を超えてショートをカバーしてやるべきということを入れたのですが、そのようになりますとＡ事業所、Ｂ事業所が絶対入ってきますが、ある程度簡単にして、また、トライさせてください。

これだけであれば、メールのやりとりで〇、×ぐらいで返してもらえると思いますので。

○ＷＧ長　たぶん８ページの図と９ページの表が１ページにあり、これが矢印と表になれば、このようなリストになります。委員がおっしゃるように、これを委託相談支援、ひいては市町村として把握して整備をしていくのですという文がここに入れば、流れとして、今、出てきた質問に対しての答えられるのかと思います。

○委員　先ほどの多機能拠点と面的整備度ということを、少し比較の部分での話になるのですが、３ページの一番最初に国が求めている地域拠点という五つの項目があったと思います。そこで多機能で一つの施設、そこには結構、職員がいるのです。そこで職員の専門性といいますか、人材の確保といいますか、養成であるとかいうのは、少し大きな部分で育成されていく、面的整備だけでは、ほんとにそこの人がいなくなればということが出てくるのです。だから多機能拠点というのは、そのような人材育成という部分には一つ合致していく。

　あともう一つは、やはり社会資源が整ってないということもあります。そのような中で体験の機会であるとかいうのはほんとにないのです。そのような部分も多機能であれば、今ある部分よりも、そのような社会資源も増やすことができるという部分があり、多機能拠点の良さといいますか、そのように施設をつくることにより社会資源をつくり人材育成もできる。あとそこが５番にある地域の体制といいますか、地域の中での拠点ということにもなっていくと思います。

　最小限は相談と２４時間対応と緊急時の受入なのですが、やはり社会資源の整備をすることにより、もう少し広がっていくということはあると私は思います。まず、どのように書くかですけど。

○ＷＧ長　どのようにしましょう。

○事務局　どこにどのように書くかですね。

○委員　そうです。ここを広げていこうと思えば、社会資源の整備が必要というのは、どこかに入れなければと思ってこれを見ていました。これはほんとに今ある部分だけではなかなかできにくい部分はあるのかなと。

○事務局　すべてがすべて多機能である必要はないですが、必ず必要ですというのは。

○委員　必ずというか、そこに代わるものがまた面的整備の中であればいいのですが。

○ＷＧ長　私のイメージとすれば、多機能というものを最初に出してしまうと、まず、一個の施設ありきと規定されてしまう恐れがあります。面的整備は分散したイメージになるのですが、実はそれが１カ所でやってしまえということが、結果的に多機能施設をつくりましょうというような形で実現されてもいいという意味で、面的整備を１カ所でやるのであれば、実は多機能と同義語になりますというようなことが、分かっていけばいいのかなと。そのようなものが少しどこかに入ってもいいのかと思います。

　もう一つは、確かにおっしゃる１カ所でいろいろな複数機能を持ったある程度大きな施設を整備するというのは、スケールメリットが非常に働きますし、資質向上ということも確かにおっしゃるとおりなのです。でも、あとはその施設が一定規模なければ、資質が向上できないのかということに対しても市町村で考えてくださいと。つまり施設であれば自前でできる研修などを、ネットワークを組んだ人たちでどのように研修していきましょう。どのような情報提供をしていきましょう。実はそれも大阪府が書いてある継続して機能を維持するために必要なこととして、資質の維持向上は欠かせない。そのための研修の機会なども、施設で努力するのではなくて、地域で受け止めてくださいという。何かそのようなものが入れば有り難いかと思います。

どうですか、その辺りは。地域などでは実際にそのような研修を複数の施設で寄り合ってということは、大阪府の中ではやっておられたりしますか。

○事務局　以前にそのようなメニューを組んだことがありますが、結局は広がらなかったです。やはりなかなか厳しい。

○ＷＧ長　忙しいのに出て行かされないといった背景があるのですか。

○事務局　日程的に合わないとか。何施設か集まって研修しましょうとお声掛けをしたことがありますが、なかなかぴたっとはまらない。それはやはりどこか中心となるところに集めたほうが、効率がいいという。そのときの結論だったと思います。

○ＷＧ長　なるほど。

○事務局　今もご提案難しくて、どこに落とすか悩んでいるところなのです。ワーキンググループ長がおっしゃるように、今後、継続して機能を維持するために、５ページのところに機能はありなのですが。

○委員　このずっと面的整備を最低限、ここは必要ですという部分でずっと流れています。そこにするにあたっていろいろな例もあとの部分になりますが、そのような中で、やはりもう少し社会資源の整備が必要ですということが、どこか出てくると思います。そのような中で今のようなところも入れていくのかなと思います。だから面的整備でやっていくということの最低限、このようなやり方になるのですというのは流れているかという気はします。

○事務局　であるならば、まだ、書けてないですが、最終１３ページで大阪府が抱える課題であるとか。今後の地域生活支援拠点の整備あたりで、今おっしゃっている部分とか、決して面的だけではなくて、今の社会資源の不足を考えれば、やはり。

○委員　多機能拠点というのも。

○事務局　多機能部分も考えていかなければというあたり、熟成してくればいいのですが、十分足りる人材養成であるとか、体験の機会とか、考えではそれも必要であるというのは書けるかと思います。

○ＷＧ長　それとそこに対応させるために６ページで二つ目の丸でいいことが書かれています。ニーズ把握は利用者に提供できるサービスがない。具体的なイメージができなくてニーズに表せない場合があるのです。だからやはり社会資源というものがあり、初めて必要なところになりますという。そこをⅢにつなげていって書けばいいかもしれませんね。それとも拠点の部分については、例えば８ページで、ここでだいたいイメージがずっと面で来ていますが、８ページの市町村または圏域で支える体制のイメージで、丸が三つぐらい付いていますが、その図に表している後ろに※印で上記は面的整備がイメージされることであるけれども、実際にそれを一つの事業所で用意していくという多機能型としても使えるものであるとか、何かそのようなニュアンスを書き込めればいいかもしれませんね。施設をご利用されている方の代弁をしていただいても結構ですし。

では次に２の具体的な部分のほうに少し揺すってみましょうか。１０ページから１３ページまで事務局から説明をいただきましたが、モデルパターンが示されております。確認しますが大きくは三つであると、つまり２４時間の相談を整備すること。緊急時の受入対応をしていくということ。３番目が、重度化、高齢化のグループホームのための試算やパターンになっていますが、それぞれについて、特に事務局から課題があれば挙げてほしいということですが、どうですか。これ以外に考えるパターンでもいいですし、課題としてこれよりもこのような課題があるでも結構ですが、いかがですか。

○委員　このようにモデルパターンを示していただければすごく分かりやすいかと思いますが、東大阪では２４時間対応というのは一番問題になっていて、そこまでいらないのではないかというような。もし２４時間受けたとしても緊急対応できる受け皿がないということとか、実際、委託相談支援事業所では、必要な方に対しては２４時間対応を一部では行っていますが、公にしているわけではなくて、公にすることで、やはり不安の強い方とか常に電話で話をしたい方とか、そのような人がそこにみんなかけてくるのではないかみたいなところにも不安があったり、深夜に受けてもどこかにつなぐということ自体難しいということで、なかなかそこが一番、難しいということが課題になっています。

○ＷＧ長　それは行政としての課題、それともそれをやってくれている人たちの課題。

○委員　どちらかと言えば、委託相談の人たちがそのような不安を持っておられる。

○ＷＧ長　なるほど。例えば「命の電話」がありますが、利用状況が全くないから止めたことを仮定しますと、これ必要ないですねというのは、少し怖いかなという気がするのですが、どうですか。もっと言えば、本当に夜不安で電話したいのだというときにつながるということは、やはり大事なような気もします。

○委員　たぶんそのような方は、本人にとっては緊急性があるのだと思いますが。

○ＷＧ長　そのために職員さんが疲弊しないように、やはり前段でも事務局が言われましたが、一人のスーパーマンではなくて複数で、かつできるだけという分厚い体制が必要ということでしょう。それが逆に課題という。

○委員　あと、特定の委託相談の職員が持つとその人に対して依存的とか執着される方もあったり、それで疲弊してしまうとか、実際、委託相談のほうで、そのようなことで電話番号を変えたりとかいうことも今までにあったとか、そのようなことも含めて２４時間というのは課題なのです。

○ＷＧ長　そうですね。課題はたくさんありますがそれでもこの機能をはずしてしまうことについての危険性をふまえ、どうしましょうか。

○委員　だからやはりそこが、なぜ大変なのかということをもう少し紐解かなければいけないのではないかと思いますが、やはりつなげる場がない。そのつなげる場はどこなのかとか、そのような社会資源をどのようにつくっていくのかということだと思います。

　受けてあげて、そこをほんとに抱えればものすごくしんどいのです。確かにものすごくしんどいですから、それをどのように流せるのか、そこが一番大きくて。

○委員　そこしかないから執着してしまう。そこをそれこそネットワークをつくる委託の相談で、どこかが当番で、例えばオンコール体制みたいな形で電話を飛ばすとかいったことがいいのかなといいますか。

○委員　その辺もどのような形がいいのか実際にやりながら、現状を検討して考えていかなければいけないのかと。やりながら検証して。

○ＷＧ長　そのような意味では、転送した施設が対応してくれるというと必然的に夜は夜勤職員が毎日同じ人ということではないので、対応者は変わっていきますね。あとは当然、１カ所しか委託相談がなくて、そこの職員が専門は一人ですよということが、実は問題なのですと気がついてくれればいい気がします。

これ大阪府で市町村に精神障がい者に対する支援を移管する前ですが、都道府県で持っていたときに保健師さんとか、あるいはＰＳＷの人が倒れたとかいうことはありますか。かつて私が姫路で勤めていたときに、中核市移行時に保健所を持って、それでＰＳＷを５人採用して、２年間でたぶん３人ぐらい疲弊してしまったと記憶しています。それは受け方がうまく受けられていなかったということはあるのでしょうが。

でも、２４時間というのは、ワーキングとして残しておきたいですし、委員がおっしゃられた、どのようにすれば受け止められるのか。このモデルパターンで大丈夫ですかというところの課題を含めて、やる方向での意見で何か書き込みましょうか。

○事務局　この２４時間相談というのは、委員の施設をうちの府の幹部が見学させてもらったのですが、そのときのうちの幹部が言っていました。２４時間受付はほんとに必要ですか相談というのは、それだけのニーズはあるのですかという問い掛けをしたのですが、やはり普通に考えたら疑問なのです。確かに分かるのです。心の安心、セーフティネットでということは分かりますが、ほんとにこれだけやるのかということが一つと、結局はこれ来週１６日からこの報告書ではない別のペーパーで厚生労働省の担当者と意見交換をする場を設けてもらっています。その中でこれも出していこうかと。試算すればこのようなことになりますので、国が２４時間相談と簡単にいいますが、これだけかかります。これをオールジャパンでやれば、いくらかかると思っているのですかという辺りも示す機会でもありますので、これは少し残したいと思います。

　それで勝手ないい方ですが、それぞれ市町村で示させてもらって、輪番とかいろいろな体制で組めるのであれば、そこは工夫をいただいて何とか受け皿として、これを考えてほしいとは思います。

○ＷＧ長　これもそうですし、そのあとの、実は緊急の枠というのも、使わないことに対してそれを用意しておくという考え方を持っておく時期に来ているのかという気はするのです。適切な表現難しいですが、空白時間や部屋にも財源を投資するということが、この拠点整備のすごいキーになるのですという理解をしてもらうしかないと思います。

　ただし、行政の立場としては、緊急枠を設けましたが、１年後の決算議会で緊急枠の稼働率はと言われた時に、低いと説明がつかない、といったことを想定されたりするのでしょうか。緊急なのだから稼働率ゼロでも全然、却ってよかれという発想にはならないですか。

○事務局　そのような類いの施策だと思いますが、どこまで理解されるのか。ただ、府の施策はそのようなものが結構あるのです。勝手に書いておいて実体が伴わないというのは、ただ、それとは少し毛色が違うと思います。やはり安心を障がい者の方に持っていただくためには必要かなと、セーフティネットですから。

○ＷＧ長　これがうまく軌道に乗っていけば、２４時間、３６５日のほうは稼働率が上がっていく一方で、理想としては、緊急の稼働率が下がっていくべきだと思います。それはなぜかと言えば、緊急ではなくなっているという。それも示し方だと思いますが。

ほかに、特に課題のところのご意見はございませんか。

○委員　課題ではないのですが、このモデルパターンを示してもらっている分で、財源のところで、障がい福祉サービス事業収入というものがいくつかありますが、具体的にどの何がこれに該当するのかということが、もし、教えていただけましたら。

○ＷＧ長　例えば最初に出てくるもので言えば、１０ページのモデルパターンⅠ―②のということです。

○事務局　例えば１０ページのモデルパターンⅠ―②で見ますと居宅介護や短期入所の実際、事業所の職員が兼任するということですので、本来の居宅介護、短期入所のサービス収入で人件費を賄われていますので、別途拠点として何か財源を用意しなくても事業としては転がせるだろうという仮定です。それはすべての項目に通用しますが、特にこの拠点のために行ったものに対して報酬があたるということではないです。

　その類でいいますとモデルパターンⅡ―②ですが、いわゆる地域定着支援、国がこの相談支援に使えと言っている地域定着支援は、むしろ拠点の２４時間対応に使えるのですが、非常に単価の低い、ここの試算はあえてしていませんが、実際、人をこのためにはりつけようと思えば、すごい件数の契約を交わさなければ回らないというのは、前回お示しさせていただいたシミュレーション、だいたい２百数十件契約しなければ、このためだけに人をはれないということになってまいりますので、それは現実的ではありませんので、ここのモデルパターンⅡ―②は、ここに書きにくいですが、一般相談支援の職員ですが、計画相談を受けていて、そちらのほうで人件費が賄えている上で、このような緊急時の対応の部分については、福祉サービス事業の報酬が当たるということで、体制さえ整えばできるかということで示させていただいています。

○事務局　財源としては既存の障がい福祉サービス事業収入がありますから充てられます。ただ、多寡は別です。それで回るか回らないかは別で、そこはたぶん課題のところに書き足さなければいけないと思います。とはいいながらこれでは回りませんよと。今、申し上げた地域定着支援などは２００人と契約しなければ回らないのに、府下の利用数が６００人ぐらいです。３事業所しか回らないことになります。それだけで賄うとすれば、このような実体を国は分かっていますかということが、お示ししたい部分です。

　もう１点、Ⅰ―①の地域生活支援事業国庫補助金２分の１と書いているのですが、これは実際、２分の１はないのです。２分の１が市町村で２分の１が国庫というのは、もともとのスキームなのですが、実際はそこまでなくて３５％ぐらいしか国庫は入ってないのです。６割以上が市町村の持ち出しになっているのです。そのような実体を国は分かっているのです。分かっていますがどうにもいかない、もう少し我慢してくれと。何を我慢しろというのか分からないですが、その我慢が今度、３年後の見直しのときに叶えられるのであれば、私らもこれを言って行く価値があるのですが、そのような意味を込めて、このような財源提案をさせてもらっています。

　ですので、繰り返しになりますが課題のところに、今のメニューにありますが、全然、足りないというのはどこの項目もそうです。モデルパターンはみんな次々言えることです。今、拠点の看板を上げてもプラスアルファーの収入はないというのは致命傷だと思います。

○ＷＧ長　それで言えば、１０ページのⅠ―②と１１ページのⅡ―②は考えられるパターンとしては提示していくのですが、課題のところで現実的に実施は極めて困難というようなことが書いてあればいいですか。

　Ⅰ－②で２４時間、３６５日を障がい福祉サ-ビス事業所職員が兼務で受けられるか。それは電話がかかって来なければいけますが、電話がかかって来た日には、たぶん回りませんよということを、厚生労働省に分かってもらえるといいですね。

○事務局　たぶんこのあとのどこかに書けるのですが、通常の一般相談支援事業所とかが、今の費用で経営が成り立っているという前提で、地域生活支援拠点はどうあるべきか議論しています。現実は、相談支援事業所はたぶん回ってない状況だと思います。そこはきちんとやってもらわなければ、拠点なんて本当に絵に描いた餅になってしまいます。そこはまた国に働きかけたいと思います。

○ＷＧ長　これはⅢの要望で上への要望もそうですが、市町村さん、理解してくださいというところにもつながっていくでしょうね。

○委員　このモデルパターンⅠ－①の必要経費の試算の考え方なのですが、夜間の相談を受ける人がいないと考えたほうがいいのかと。だから日中だと相談支援事業所もあります。作業所もあります。ただ、そのあとの、例えば１８時以降から朝の９時まで、この時間に相談を受ける人件費。だからこれは８時間ではなくて、１６時間のほうの人が必要ですという考え方で、それでそれが宿直手当でいいのかどうかという試算かという気はします。

○事務局　そこはどちらにしようか迷ったところのです。一応、先ほどの、実は地域定着支援のところにつながるのですが、このⅠ－①には、できれば専任の人が、やはりコーディネートですので必要ではないかということで、この事業に専念できる人を配置しようとしたときに、やはり２４時間、３６５日必要だろうということで試算をさせていただきました。そこが確かに宿直で賄うのがいいのかは分かりませんが、最低限これであれば、一人を３６５日、当然、人は交代になったりしますけれども、費用としては年間にこれだけ確保できれば、できるのではないかという。一応、お示しする形でやりました。

○事務局　基幹相談支援センターにそのようなコーディネーターの派遣制度があるから、それでいくのであれば、根っこからみればこれぐらいの手当ては必要ですよというお示しです。

○事務局　一人分確保するためにこれだけ必要ですという。根っこから入っていますね基本。

○事務局　ほかと比べるとここだけ異質な形になっていますので、必要な部分だけということであれば、委員のおっしゃるようなところだけを、まず、どのように手当てするのかというお示しの仕方もあるかとは思います。

○ＷＧ長　今の議論を反映しようとすれば、このモデルパターンⅠだけ表が大きくなりますが、必要経費の中で、今ここでお示ししている。またはみたいでお示ししてもいいかもしれませんね。

○事務局　専任して根っこからいけばこのようになる。またはベースは一般相談支援事業所の経費で賄うとして、プラスアルファーであればこれだけとするか。ほぼ、これ以下で市町村が出せる金額はぐっと低いでしょうね。５４０万は少し多いような。

○ＷＧ長　ほかはどうですか。グループホームも挙がってきておりますし、重度化の。

○委員　課題の部分ですが、ワーキンググループ長がおっしゃった部分になるのですが、介護職員の医療的なケア、喀痰吸引などが、あの辺が少し進んでいないというか。その辺がもう少し多くの者が取りやすい体制になれば、Ⅳ－②とⅣ－③の重度化、高齢化を見据えたところが、非常に良くなっていくのではないかと思います。

○ＷＧ長　その意味で言えば、１３ページのⅣ－②などの、看護スタッフのところになるのですか。それだけではないということですね。

○委員　その看護職員は日中だけですので、夜間、重度化、高齢化とか、緊急ということになりますと、やはり吸引とか夜間にしなければならない。介護職が必ずその日に、そのような職員がいるかと言えば、身体障がい者の施設で完全にそれをこなしているような施設は、日本中探してもほぼない状態なので、その辺でもう少しこの制度は取りやすいというか、浸透するような体制を。

○ＷＧ長　そうですね。どのようにすればいいのでしょう。何か介護保険などであれば、今は随時対応の訪問介護看護みたいなものをやろうとして、なかなか事業参入は進んでいない。ほんとはあれが障がいも含めて一緒に考えましょうみたいな、地域でうまくいけばいいのでしょうけどね。今おっしゃった部分、どこにどのように課題として挙げればいいのか。

○委員　スキルの高い支援員の確保が必要とか、すごく広いですが、そこに入っているのかと思います。

○ＷＧ長　緊急時受入、どれに分類するのか。その場合と言えば短期入所ではイメージとしてないような気が、どうですかその辺、こちらから行く形の、それこそほんとに随時対応の訪問型の看護介護みたいなそれを整備していくという。この三つある必須条件とは少し離れたところで、それも必要ですよというような、私は、今ニュアンスで受け取っているのです。この辺りどうですか。

○委員　医療的ケアの必要な人というのは少し特別で、例えば緊急対応でこちらが動けるのかと言えば、やはり医療とかの関係が必要になってくるのです。だからこのパターンに属さない。だから枠が外になっていましたが、そのようなものが緊急対応になってくる。今の話でいいますと常時のところで、どのような支援をしていくのか、これからは医療的ケアの必要な人も暮らしの場で出てくるということで、どのように対応していくのかということなのでしょうね。研修制度の問題を言っているのか、職員の必要なスキルでいうのかというところなのですが、その辺はどうなのですか。それが一番の課題です。どちらですか。

○委員　そうですね。両方。

○委員　研修をやってくれるところが少なくて、実際にだから１回目といいますか、座学の部分はいいのですが、実際の実地研修のところをやってくれる看護師さんが少ないのは確かなのです。だからこちらは受けるけれども、それでなれる人が少ない。

もう一つは、やはりそれができる職員も少ないということはあると思います。そこには、やはり常時看護師がその利用者も変わってきますので、同じ対応ではなくなってきたりもするので、ほんとに怖いです。その３号研修を取ったからといってできるのかと言われたら。

○事務局　研修先が少ないというのは課題としては聞いています。ただ、満たされてないというのは現実だと思いますが、数は年々増えていっていますので、事業所でも１年間で１００増えたり、従事者、実際にできる方も１０００人増えるとかいうことになっていますし、研修機関のほうもまだまだ１００までいってないですが少しずつ増えてきて、今、高齢の研修機関も使えますので、合計で５３ぐらいあったと思います。少しずつは増えていますが、まだまだ足りない状況だということです。

○事務局　先ほどの一般相談支援員のキーの話と別なのですが、人材確保されているという前提で、拠点はどのようにあるのですかという議論をしていただきたいと思います。そこからやり出すともうこのＷＧの守備範囲を超えててしまいますので。僕では対向できないことになります。

○ＷＧ長　そのような方がおられたときに。重度化を見据えたグループホームのモデルパターンⅣ－②でしょうけど、常時医療的なケアが必要な場合には、看護師が配置されたこのようなグループホームを用意しましょうか。ひいては市町村さんこれだけの人件費は用意してくださいねというパターンの提示なのですか。

○事務局　たぶんモデルパターンⅣ－②というのは、８時間で朝夕の配置なのです。グループホームの利用者は日中はどこかに行っておられるので、朝夕でもやはり看護スタッフが必要ですよね。それに加えてオールナイトで配置となれば、看護師さんにこしたことはないのでしょうが、Ⅳ－①でスキルの高い専門支援をナイトケアで付けていただく二人、その中の一人が看護師であったありするというパターンになるのかと思ったりします。そこまではいらない、看護師なしで通常の支援員さん二人がほしいのだとか。

モデルパターンを示させていただいているのですが、いったいいくらお金がかかるのかということが、全く見えなくて。

○ＷＧ長　試算されていらっしゃるのは、最低ラインだと思います。それに対して市町村さんが、いや、いや、それは非常勤では厳しかろうということを、どこまで本気になって協議会で検討していただけるかというところだと思います。例えばこれが今後、市町村に説明とかに行ったときには、最低ラインということは、どこかで認識してもらわなくてはいけないと思います。私はいつも思うのですが、これをしないで、施設で受けますとしたほうが、年間の経費ははるかに高くつくような気もするのですが。

○委員　これをしないでというのは。

○ＷＧ長　このような体制整備をしなくて、施設に入っていただいて支援していくということが積み上がっていけば、はるかに施設のほうが固定経費としてずっと高くついていくのではないかという気がするのですがどうなのですか。

○委員　利用者一人に対しての固定経費がかかると。そうですね。利用者が施設、これは何と比較かによりますけど。

○ＷＧ長　例えば２４時間ヘルプばかり使うという場合であれば明らかに在宅のほうが高いでしょうけど。

○委員　今まであれば施設の職員はということで、経費はこれぐらいと報酬単価がそれで出てきているのですが、このようなコーディネート機能であるとか、相談機能というものに対してのしっかりした人件費の試算がないという気はします。だからこれが今、すごく重要になっていて、ほんとにここがしっかり人の配置ができれば、もっとより豊かな生活といいますか、できるという思いはすごく感じます。だから、やはりそこにしっかりお金が付くような形が必要ですね。

○ＷＧ長　ほか、いかがですか。私は今回、大阪府の示し方はすごく評価したいと思います。といいますのは、たぶん平成１０年か１１年ぐらいからですか、それまで人件費補助というやり方を事業費といいますか、要は何かをすればいくら、１回行けばいくらみたいな、あの示し方になってしまって、そうすれば空白に対しての評価が全然ないのです。今回、示されているのは、人をこれだけ雇えばいくら、その人が仕事をする。しないではなくて、これを雇えばいくらですよという示し方は、これは原点かというか、僕はこの示し方すごく好きで、ただ、たぶん厚生労働省にすれば、それをできるだけ細切れにして出来高にしたいのでしょうが、空白を生かすというのはこれしかないと思っているのです。

それでは、Ⅲに行かなければいけませんので、施設から来られている皆様方に宿題ではないですが、厚生労働省さんに伝わるためにこの特に課題の部分ですか、このような課題があります。このような課題の書き方では、もし弱いよというところがあれば、あとで事務局のほうにお伝えいただくという形でよろしいですか。

それでは課題Ⅲ、あるいはその他です。これを事務局から、ご説明いただいて、意見交換をしていきたいと思います。では、事務局さん、よろしくお願いいたします。

○事務局　ここの項目は、事務局としまして、まだ少し書き切れなかったところでございます。今、ここの関わる課題のところとか意見が出ていると思いますし、やはり相談支援の部分でありますとか、財源の問題とか、さまざまなのです。また、提言です。今後の地域生活支援拠点に向けてというところでは、もう少し広がりのあるような、これからの地域生活支援のサービスとは一体どのようなものなのかという辺りも、書き込めればと考えていますが、まず、大阪府の相談支援の状況ということで、資料２を配布させていただいていますが、その資料の説明をさせていただきます。

○事務局　資料２の相談支援の状況ということで、大阪府における相談支援の状況を中心にご説明をさせていただきます。先ほどからご議論いただいていますとおり、拠点におきましても相談支援の業務につきましては必要不可欠、非常に大切な部分だと認識しております。また、拠点以外のところで障がい福祉サービスを受ける上でも一番の入り口といいますか一丁目１番地といいますか、非常に重要なところだと認識しております。その状況についてご説明させていただきます。

まず、現状のところですが、平成２７年度からご承知のとおり利用者さんにつきましては、申請時にサービス等利用計画の提出が必要となっておりますが、いわゆる相談支援体制の整備が十分ではないという現状がございます。この本ワーキングにおきましても、準備期間があったにもかかわらず、セルフプランの割合が多いのではないかというところの問題、課題の提起もいただいております。

われわれが推測するには、やはり事業所数が圧倒的に不足しているのではないか、また、中には少ないですが、ご本人、またはご家族の方がセルフプランを提出して、ご自身が受けたいサービス、ご自身で計画をつくられて提出されているケースもあるのではないかというところも認識しております。

それで、現状の課題なのですが、大きく三つ挙げさせてもらっております。報酬の低さが原因で新規参入される事業所が非常に少ないというところ、二つ目といたしまして、事業所、職員数も一定増加はしてきていますが、未だ充足はされていないところでございます。ちなみに数を申し上げますと特定相談支援事業所の数なのですが、平成２７年度の４月１日現在で５８５カ所府内にございました。それが平成２８年度４月１日、１年後ですが、７３０カ所となっております。相談支援専門員の数につきましても、同じく平成２７年４月１日には、１０３３人ということでしたが、平成２８年４月１日には、１５１３人と、概ね１．５倍になっております。そのように増加はしているのですが、未だ充足には至っていないという課題認識を持っております。

３番目としまして、相談支援専門員が複数配置されていない事業者が多く、フォロー体制が不足しており、量、質ともに一定水準の確保が求められているところでございます。

　１事業所当たりの相談支援専門員の数なのですが、特定相談支援事業所のほうが、大阪府平均で１．８人となっております。障がい児の相談支援事業所につきましては、大阪府内の事業所平均で１．９人ということで、残念ながら両方とも二人未満ということで、やはり二人以上おられますとお互いに意見交換しながらいろいろな知識を蓄えたものをお互いに共有しながらスキルアップを図っていけるのかと思います。ただ、残念ながらお一人ですと、やはりご自身のご努力もかなり大変なところもありまして、やはり二人おられるほうが望ましいと思います。

　現在の大阪府の取組でございます。大きく４点ございます。先ほどから出ております質の向上というところで、大阪府の自立支援協議会ケアマネジメント推進部会におきまして、相談支援体制の充実に向けた報告書をまとめまして、いわゆる関係機関の有機的な連携の有用性ですとか、先行している好事例を紹介するなどして、市町村、または相談支援事業所等に周知を図ってきております。

　今年度につきましては、特に相談支援の質の向上をテーマに、サービス等利用計画の内容について、利用者専門員と市町村職員が相互に確認出来る仕組み、どのようなサービス等利用計画が理想的なのかというところを、そのモデル的なものをお示しして、どのようなものを書くべきなのかとか、そのようなところに視点を置くべきなのかとかというところを共有していただきたいという取組をやっております。

　二つ目としまして、従事者の養成と質の向上というところで、相談支援専門員の養成研修を充実させ、支援の向上につなげるというところでございます。今年度におきましても昨年度と同等の養成研修をやることになっておりますので、平成２９年４月１におきましては、やはり同じく１．５倍に増えてほしいというところ、希望的観測かもしれませんが、そのようなことを思っております。

　３番目といたしまして、市町村職員対象の計画相談支援セミナー、意見交換会を実施しております。いわゆるサービス実施主体である市町村の職員に対しまして、相談支援体制の充実に向けた取組方策ですとか役割について、相互にブロックごとといいますか、具体的に１０前後ぐらいの市町村にお集まりいただいてご議論、意見交換をしていただくことになっております。

　４番目としまして、国への要望ということで、相談支援事業所が円滑な運営ができるように、また、複数の支援員が従事できるよう現場実態を踏まえた報酬改定を要望していくことにしております。われわれも日頃から、少し相談支援事業所さんの実体を把握すべく事業所さんのほうに実際に訪問しながら、複数の事業所さんのご意見をいただいております。

やはり一つの相談支援事業のみでは事業所を運営できないという報酬体系は異常だというご指摘をいただいていますのと、やはり多機能型でやっていて、相談支援以外の業務の収入といいますか報酬で、少ない相談支援の報酬を賄っているのが現状であるというご指摘などもいただいております。そのような実情なども十分お聞きしながら、国のほうに要望していくところです。雑ぱくですが、以上でございます。

○事務局　相談支援の状況は、この拠点の整備を促進するうえにおいても肝となる部分だと思いますので、大阪府の状況もありますし、報酬と言えば国への要望もポイントになるかと思います。また、これ以外でも、施設からの地域移行という観点で、施設入所者の状況とかも、まだまだ把握できていなかったり、また、地域で暮らされている方の中から、非常に多くの方が入所を希望されていたりする。やはり地域のサービス提供体制が整っていないという数字上も現状ございます。

そのような大阪府の課題もここではまとめながら、やはり先程来出ています例えば緊急ショートにしても、その空床であることに対する財源を投資することによって安心を与えるといいますか、生活をより豊かにするための肝にしていくというあたりでは、この拠点整備というのは、今までのサービス提供、最後のピースなのかと思いますので、何か市町村さんが前向きな取組につながるような、最後のまとめにできればと思いますので、その課題とか提言につきまして、ここの項目ご意見をいただければと思います。

○ＷＧ長　この大阪府が抱える課題、厚生労働省への提言等々について、キーワードでも結構ですし、このようなことを謳うべきではないかということがございましたら。

○委員　この資料２の３（４）番の国への要望ということで、報酬改定は重要だと思いますが、お聞きしたいのは、３（２）番の相談支援従事者の養成研修というのは、大阪で年間３回ぐらい実施されていますが、この法人一括で全員付けて申請するのですが、結構、受講不可のケースが多くて、これは実際のところどのようになっているのか。

○事務局　少し雑ぱくでございますが、だいたい募集定員の２．５倍から３倍近くの応募になることがございます。それで、やはり事業所を開設したにもかかわらずなかなか運営が難しいというところがあり、配置できないというところを避けなければなりませんので、やはり優先順位を付けさせてもらって少し多く、例えば事業所に相談員が確保できないということは具合が悪いですので、少し優先順位を付けさせてもらって受講決定をさせてもらっております。

　それで、うちも二人三人増やしたいのだけれどもということで、たいぶ苦情といいますか、おっしゃられる方もおられるのですが、優先順位をつけているところをご理解いただけるよう丁寧に説明させていただいております。できる限り多くの方々に受けていただけるように、研修事業者のほうも増やせないかというところで、民間事業所のほうを探させてもらっております。

一定、その辺のところをどのような基準でみたいなところも、まだ十分ではないのですが、より多くの方々に受けていただけるような取り組みは、今後も続けていきたいと思います。

○ＷＧ長　その辺り市から要望が挙がってきたりとかはないですか。市で独自で研修したいからのような。

○事務局　市のほうにもいろいろな意見といいますか、意見聴取させてもらっておりますことと、これは非常に大阪府側からすれば勝手なお願いなのですが、特に高齢の方の介護のケアマネの方々に相談支援専門員になってもらえないのかというところの働きかけをしてもらえないかというお願いなどもさせてもらっております。とにもかくにも少しでも数を増やしていきたいということで、市町村さんのほうにも理解をお願いしているところです。

○ＷＧ長　大阪府の抱える課題と書いていますが、市としてもこのような相談、これがなければ難しいのですよというのは、逆にここに書いてしまうとあれなのですか、市が取り組んでいこうという意味で言えばブレーキがかかるのですか。大阪府が抱える課題、大阪府という行政組織が抱えるとともに、大阪府内の市町村が抱える課題といいますか、これはまともにやろうと思えば、相談支援を今の状況では回りませんよ。だから何とか大阪府と一緒になって少しでも早く相談支援を整備してくださいよといいますか、そのようなところがここに書けたほうがいいのかという気がするのです。

○事務局　守備範囲の話になってしまうのですが、そこをこのケアマネジメント推進部会で検討しろと。大阪府だけではなくて市町村を巻き込んで相談支援事業所を増やすためにはどのようにすればいいのかということを、検討せよという方向性は書けると思います。このワーキングの報告書で。たぶん大阪だけではなくて、オールジャパンの抱える課題でもありますので。

○ＷＧ長　そうですね。財政支援というのは、先ほどのモデルパターンなどの例を含めて、既存の部分だけでやるということで言えば限界が来ますというニュアンスが入ってくると思えばいいのですか。これは書いておいてほしいということがあれば、どうですか。

○委員　書いておいてというよりは、相談支援の状況でもあるように、やはり計画相談が増えないのは、財政問題だというのは一番なのです。いろいろな部分で、すべてにおいて財政の部分がというのが、一番根っこにありますので、少しそこら辺はうまく書いていただければということはあります。例えば緊急で受けられるような短期入所の枠がないというところも、地域によってはたくさんあると思います。実際にはこれをやれと言っても、それは短期入所の単価が低いから、なかなかそれをつくって事業運営を成り立たせられないです、単独で。先ほどもありましたように併設でなければとか、そのような単価設定だとすごく思います。

　それで、誰でも受けられる状況でもないといいますか、要は職員体制を厚くしなければ受け入れられないような人をなかなか受け入れられないというようなこともあり、いろいろな部分でやはり財政が引っかかってくるというのはあると思います。そのような面での社会資源が広がっていかないというのは、一番根っこにあると思います。

　その中でもっと広げていきたいと思うのは、相談支援の関係は、ここは計画相談、今あるこの説明の部分は計画相談だけなのですが、ほんとに何かどこに相談すればいいのか分からない障がいのある人であるとかは、地域の中でもっとたくさんいると思います。だからもっと平場でゆっくり相談に乗ってもらえる。少しふらっと寄ってとか、そのような相談というものが、本当はあるべきだとは思います。だからそれが今、制度にはないのですが、そのようなものが広がっていかなければ、ＳＯＳで電話しようということもつながらないのです。ＳＯＳで電話してもいいと思える人が何人いるのかという。作業所に通っている人はそのようなことを言うかと思いますが、あまりそのような制度を使っていない障がいのある人というのは、きっとかけてこないと思います。

○事務局　一番問題なのは、その制度の谷間なのです。制度を知らなくて、利用されなくてという方、そこを拾うのは誰なのか。たぶん市町村なのでしょうね。どのようにニーズを把握するかなのです。どれだけ時間がかかるか。

○委員　だから精神で言えば、地活３型みたいな、少しそこで来て集えるようなものがあり、そこで相談できるような、相談といいますか少しいろいろな困りごとが言えるようなところが、もっといろいろあったほうがいいとは思っています。

○ＷＧ長　これはたぶん市町村さんの取組だと思いますが、精神ですごく注目されているピアサポートというのは、やはり精神の領域だけで有効というわけでもないと思います。本当はそのような機能を地域ごとに考えるというか、少なくとも検討はしていく姿勢は必要だと思います。あとは、おっしゃられた施設入所者の現状をもう一度把握しましょうという部分は、前段のニーズ把握にもありましたが、ここでもう一度把握できていないという部分は書いてもいいかもしれませんね。

たぶん時間の関係上施設入所者のその障がい支援区分の調査に行っても、やはりそれが中心になってきていると思います。それ以外、本当にあなたはどのようにしたいのですか。今どのようにしていますかというところは、昔それこそ１０年以上前に措置した人のことをどれだけ把握しているかと言えば、たぶん把握できてないはずなのです。そこからですよというのはあります。

ここではどちらかと言えば、大阪府と厚生労働省になっていますが、市まで広げてでも結構ですが、いかがですか。

○委員　その知的の方がセルフプランを選択したというところの、ここが、少しほんとに選択したのかなみたいなことがあるじゃないですか。そもそもが、市町村で本当に３月末までに言われたときに、入所施設の人は、たぶん来ないだろうという気もしていたのです。まずは在宅の方からだと思って、でも、市によれば３月までには絶対に計画相談をいれますということなのです。「すみません、遅くなって」と言って、計画相談をさせてくださいみたいなところで来た市もあったのですが、でも、結局は３分の１ぐらいの人が、全然、計画相談に入ってなかったりとか、やはり市町村自身が結構、セルフプランでと書類だけが送られてきました。

○ＷＧ長　パンフレットにもありますよ。

○委員　やっぱり、ありましたので、どうしようかみたいなこともありますので、市町村の意識的なところでは、計画相談とか相談支援を入れなくても支給決定はできるみたいなことになってしまった現状が、何かがっくりとなったのです。ここを何とかしなければいけないということはもちろん分かります。だから計画相談の位置づけがというか認知といいますか必要度とか、もう少し上がってこなければいけないのですが、難しいなと。

○事務局　その辺のところなのですが、少し市町村さんにも集まっていただいて、資料２の３（３）のところです。セミナーの中でも少しそのようなところはありませんかという問題提起といいますか、われわれからお話はさせてもらっています。ただ、やはりご本人のためにも計画相談を受けていただいて、私自身が感じたのは、計画相談が入ってサービスを受けておられるご本人の保護者の方のサービスの知識といいますか、セルフプランでずっと来られている方と格段の差があるところの事例などもございまして、少しそれは不合理といいますか駄目だというところもありまして、やはりご本人、ご家族のご意志でセルフプランを選んでいただくというのは、同じようにいろいろな体制はできないのかと思っているのですが、やはり計画相談のそのようなところを受けていただいて、ご本人並びにご家族の方の障がい福祉サービス全体にかかる知識を深めていただくということが大事なのかと思っています。

　そのようなところもありますので、市町村さんのほうでも、やはりご案内のほうはしっかりしていただきたいという働きかけといいますか、その辺のところをセミナー、意見交換会では、情報共有させてもらっているところでございます。

○ＷＧ長　最初の説明で極少ないと思いますというのは、大阪府としては痛切な訴えかけだと思います。ほんとはその市町村が遅くなりましたがやりましょうという。このような大阪府の取組に強行していっていただくしかないのです。かつての厚生労働省の専門官が支援費をつくったときの最大の課題が、そのときに一緒にマネジメントを法定化できなかったことだとおっしゃっていました。

介護保険のときは、それでなければ駄目ですよという枠組みまで全部やったから、ケアマネジャーを確保しなければ、体制そのものが壊れるところだったのですが、それと同じようにやりたかったけど、どうもそこだけは書き込まなかったということが最大の課題だと。今までなしでもやってきていると市町村にすればニュアンスがあり、どうしても取組の温度差というものがあるのではないですか。

やはりプランというのは資料にも出していただいていますし、そこはきちんと付けてしなければ駄目ですよ。市に対してもそれで大阪府の研修体制、あるいは取組体制に関してもそのような視点で、ひいては厚生労働省に対して報酬改定を国に要望しているということからも、全方向へやはりこれは書いていくべきかと思います。

○委員　やはり財政の話になってしまうのですが、ケアプランと相談支援専門員がつくるサービス等利用計画、モニタリングの報酬単価にすごく差があり、確かに給付管理を障がい福祉サービスではやらないのでというところが、たぶん国の言い訳なのだと思います。でも、やはり事業として成り立つためには、単価保証は必要でしょう。短期入所の送迎加算がすごく単価が上がったのですが、そうすればやはり格段にやるところが増えるのです。単純な話ですが、短期入所単独型をやっていた事業所で、今までやっていなかった事業所は連れて来てくださいとなっていたが、やはり単価が上がると事業所はやりますので、もう一つ位置づけの話ではないですが、介護保険によるケアマネのポジションを相談支援専門員がするのであれば、それなりの報酬は必要なのかと思います。

○ＷＧ長　これは、ほんとそのためのバックデータというのですか。例えばケアマネジメント推進部会さんとして、圏域コーディネーターから、各相談支援さんに日常の業務なり、それで抱えているケースへの誰にどのぐらいの時間がかかっているみたいな積算をしていって、ほんとに細かなところまで手の届くように行こうとすれば、１カ月当たり何人ぐらいが上限でといった調査をやりませんかみたいなことは、あまり議論されたことはないですか。

○事務局　非常にいろいろなケースがあるという議論になりまして、その辺のところかなり大変だというところは、委員の先生方で話に出たことはございますが、調査するというところまでは。過去に紐解けば議論が出ているのかも、調査も指摘されているのかもしれませんが、私が把握している限りでは、そのようなことはございません。

○ＷＧ長　そうですか。できれば将来的に、根拠があって言っていかなければ、やはりなかなか先ほどの委員のおっしゃるように、だって給付管理はいらないという形で、ポンと突き返されてしまってもしゃくですよね。

○事務局　非常にいろいろなケースがあるのだということで、ほんとに何度も何度も足しげく通って関係をつくってというケースもあれば、意外にすっと受けていただけるというか、審議会のところでいろいろお聞きしていまして、なかなか少しどこに照準を当ててしていくのかというところも、ほんとに難しいと感じているところです。

○ＷＧ長　それが全部積み上がって、その濃いケースが何件出なければ受けられませんというような、そのような何か関係図が出てくればいいのでしょうけどね。

○事務局　そうですね。受けていただいている件数もほんとにその方によってお一人お一人かなり開きがございます。１００件以上、１３０件とかいっておられる方もいらっしゃれば、７０前後という方もいらっしゃいますので、さまざまな方がいらっしゃいます。

○ＷＧ長　では、全体として課題、提言、いかがでしょうか。何となくローマ数字Ⅰの中でも結構、課題書いていますね。これをもう一度再掲ではないですが、キーにして出していただくということはできますか。これも時間もありますので、少し持ち帰っていただいて、私も少し考えてみます。１週間ぐらい、もっと早いほうがいいですか。

○事務局　そうですね。集約させていただきながら共有させていただきますので。

○事務局　今日いただいた意見、ご指摘、それを踏まえて、また、追加があれば、どのようなケースがあるのか。

○ＷＧ長　ファクス、電話、メール、結構ですが、だいたい来週の月曜日ぐらいを目処に。これを本当に回していくのであれば、このような課題、あるいはこれを提言しておいてほしいということを、キーワードでも結構ですから、大阪府さんのほうに寄せていただけますか。私も少し持って帰ります。

それでは、時間がだいぶ来ておりますが、一通りの部分は終わったのかと思います。では、あと特にこれは言っておきたいことなどよろしいですか。では、一端、議事を終わりまして事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局　本日は、ワーキンググループ長、ありがとうございました。今後の予定なのですが、今後の予定としましては、本日ご審議いただいた内容を踏まえまして、１０月７日に開催を予定しております部会での審議の報告書（案）について、先ほどご一任いただきましたとおりワーキンググループ長と事務局で作成させていただきます。報告書（案）ができ次第、各委員にご送付させていただきたく存じますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

○事務局　本日も、長時間ありがとうございました。今年度に入りましてワーキングの立ち上げをさせていただき、５月、７月、そして本日の３回、議論を重ねていただきました。市町村も非常にこのワーキングを注目しておりまして、ホームページ上に議事録を細かいことまで出しているのですが、先日もこの議事録におけるこの部分の意味を教えてくれとかいうお問い合わせもあります。先ほど事務局のほうから説明しましたように、それぞれ市町村もかなり検討が進んでいる中で、大阪府がこのように腰を上げたということが大きいのかと思っております。先生方、本当にありがとうございました。

　実は会議の冒頭でワーキンググループ長が、本日最後というようなニュアンスで話されたのですが、実は事務局が少し考えていることがございまして、先程来出ていますが、入所施設に入っておられる方の状態確認、アンケート調査、それを市町村と共に大阪府で一括してやりたいという希望がございます。それぞれの市町村がバラバラの形でアクションしますと施設さんも困るでしょうし、視点もぶれますので、第５期の障がい福祉計画策定が再来年に迫っておりますので、そのネタにする。

それから、当然、この拠点整備の方向性のためのネタにもしたいということで、少し入所施設の悉皆調査をやりたいと考えておりますので、そのご相談を兼ねて、また、一度、年末なのか年明けなのか少し時期は調整させていただきますが、もう一度お声掛けをさせていただきたいと思っております。ですので、もう一度お会いする機会があるということでお楽しみに。

○ＷＧ長　分かりました。

○事務局少し丁寧な閉めになっていないのですが、本当に大きな働きでありがとうございました。非常に勉強になりました。

○事務局　以上をもちまして、「平成２８年度第３回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を終了いたします。ありがとうございました。

　（終了）